

有識者構成員からの意見等

- 16-1 大久保構成員意見
- 16-2 久保構成員意見
- 16-3 小西構成員意見
- 16-4 中島構成員意見
- 16-5 山上構成員意見
- 16-6 松村構成員意見

【大久保構成員意見】

第2回会議の開催に関する意見

法務省 NO6～9に関する回答の文中に、基本的には加害者である犯人に対して損害賠償を行う中で、犯人が負担すべきであると考え・・・とあるが、損害賠償の実効性がないことで被害者は苦しめられていることが問題となっているにも関わらず、犯人の負担とすべきと考えられる・・・とは基本法の精神に反すると考えられる。必要な費用を負担してもらえなければ、事実上参加制度が使えない状況にもなり、参加制度が機能しないことを考えて再考していただきたい。

また、後段で、これに要した費用は、権利行使のためということはず・・・と書かれているが、これは被害者の参加の権利を否定するものにもなると考える。

法務省民事局の回答 NO33について

参加制度や意見陳述を行う被害者の数がまだ少ないことや、被害から日数が経過していない被害者は、正常な判断ができない状況にある中で回答のように、被害者の意思を反映させることで供託金を受領しやすい環境を整備することが可能であるとはいえ、実際に機能するためには関係者の有効性のある働きかけや説明が必要である。個人の裁量にまかせるのではなく、被害者に周知する仕組みを作っていただきたい。

事前配布資料から

第3 刑事手続きへの関与拡充への取り組みに関連して

(1) 刑事裁判への被害者参加制度利用者は3%から5%程度と聞いているが、利用者が少ないのは制度の周知方法に問題があるのではないかと考える。被害者は自分なりに精一杯刑事手続きに関わり、被告人に聞きたいことを聞けて話せたと思えた時、自分なりの役割を果たせたと思え被害からの回復に役立つ。このような心理状況も理解し、被害者が安心して制度を履行できるように、環境整備と関係者への教育をさらに充実させていただきたい。そのためにも、裁判所に欧米先進国のように「被害者専門相談室」を設置し、専任職員を置いていただきたい。

(2) 裁判員裁判に関するメディアの報道内容で感じることは、被告人に対して「更生してほしい」という同情するような文面が圧倒的に多いと感じている。一方、被害者の現状や心情に関する発言は少ない。被告人の対極にいる被害者の困窮状態が理解されていなければ正しい判決に結びつかないように思うので、一般社会に対してだけでなく、裁判員や司法関係者への理解も更に深めるような方策を司法の現場でとっていただきたい。

(3) 被害者参加制度利用者のうち、①被害者国選弁護人をつけた人数②資力要件に合致せず国選弁護人を付けることができなかった人数③弁護士を付けずに参加した人数の内訳を教えていただきたい。

また、それらの被害者が参加してどのように感じたのか等のアンケート調査を行っていただきたい。ただし、裁判から時間が経っていない被害者は遠慮から本当のことは言えない心境にあるため、経過年数ごとの調査も必要であると考えます。

【久保構成員意見】

(1) 「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」について

犯罪被害者等に対する損害回復・経済的支援については、犯罪被害給付制度等の一層の拡充を図るべきである。それを前提としつつ、公的制度の救済対象とならない人たちについても、個別の事情に照らして何らかの救済策の充実が求められる。

先の検討会最終報告の指摘を受け、H20.12 から公的な救済からもれた人たちを対象に「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」が開始された。支援を期す上でも、また民間の浄財を広く募ることによって被害者支援の重要性を国民に周知させる意味でも、きわめて有意義であり、今後とも一層の拡充をはかるべきものとする。ついては支給件数を含め、事業の運用状況をご教示願いたい。

(2) 地方公共団体の給付・貸付制度の導入について

犯罪被害者等に対する地方公共団体の見舞金や緊急時の貸付制度等の拡充は、経済的な負担軽減に欠かせない。しかし、自治体の見舞金制度についての内閣府調査を見ても、実施（12道府県）に偏りが見られる。最も身近な生活の場である自治体の施策は、犯罪被害者等への大きな支えとなるだけでなく、被害者支援に対する自治体の理解の増進と体制整備を促す事が期待される。国は機会あるごとに、啓発・連携を強化すべきである。

【小西構成員意見】

○要望番号 5, 22 : 犯罪被害者給付制度について

平成 20 年度からの実績を見る必要があるが、制度が拡充され、最高額が引き上げられたことは大きな意義があると考え。それでも実際に犯罪被害給付制度の対象となった者は、今でも刑事事件の被害者の中のごく一部に留まっていると考えられる。特に犯罪被害によって生活における重大な機能（職業、学業、社会生活等）の障害が一時的にでも生じた者については、給付対象範囲を広げ、速やかに支給するべきであると考え。

また給付金は、生活保護の収入認定から除外するべきである。

○要望番号 6 : 刑事裁判への被害者参加旅費の支給

「裁判所が遠方にあり経済的に旅費を出すことが困難であるために傍聴に行きたいができない」という事例を経験した。刑事裁判に関わることは被害者の義務ではないという見解は了解するが、被害者の支援制度の利用の可否が、被害者の意志のみではなく経済力によって影響を受けるとしたら公正さを欠く。少なくとも被害者参加制度を利用する被害者については一定範囲の資力の場合には費用の支給が必要である。

○要望番号 6 に付随して：精神科医師として被害者の損害賠償等の意見書、鑑定書を書く場合に、多くの問題があると感じる。資力を欠く被害者（特に DV、性犯罪被害、ストーキング、ハラスメントなどの）が多く、たとえば裁判の中で PTSD やその他のストレス関連障害があることを示すことや治療が必要なことを示すことが必要な場合にも、それについての意見書作成に見合った費用が払えない場合がある。一方医師の側には裁判と関わりたくない、関われない（時間がない、経済的に引き合わない、勤務先の意向、など）という意識があり、書くことを断ったり、裁判に関わっている患者を避ける傾向もある。この二つがあいまって、被害者が被害に関する精神医学の意見書を得るのは困難な作業になっている。

第一段階としては、裁判で必要な情報がある程度決まっているのなら、意見書の雛型などを準備し、公開することで、医師の負担を軽減し、被害者の費用負担も少なくすることも考えられるだろう。また PTSD やその他のストレス関連障害で体調が悪いために裁判の期日を延期するための診断書を書いてほしいという被害者もたびたび経験するが、これも必要な要件について雛型があれば医師の不安の軽減に役立つと思われる。

○要望番号 10 損害賠償請求に伴うカウンセラー等に要する経費の公費負担

精神的に不安定な被害者への専門家の同行付添は、実際に経験してみて、有益であると考えているが、現在ボランティアに行くことしかできない。支援の一形態として位置付け、カウンセリング等とともに経済的支援の対象にすることで、より多くの専門家の支援が期待できる。

【中島構成員意見】

1. 犯罪被害給付制度の拡充

「要望 1 犯罪被害給付制度を自賠責並みの内容とすることについて」および「要望 5 犯罪被害給付金の入院要件の削除」について

犯罪被害給付制度の本来の目的である「この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。」に照らすと、犯罪被害者の回復に対してできる限り十分な給付がなされることが望ましい。したがって、この給付の基準は財源の種類によってきまるものではないと考えられる。しかし、現実には、資金には限度があることから、どのような基準で支給するかを定める必要がある。自賠責保障は、基準を定める上での一つの参考として考慮されるものである。したがって、自賠責の保障の内容でも被害者の回復にとって重要と考えられる保障については、参考にする余地があるのではないかとと思われる。その一つとして、重傷病給付の入院要件の緩和があげられるのではないか。自賠責では入院は要件とされていない。重症の被害者において、医療費の負担が大きいのは、高額の治療を必要としたり、治療が長期にわたる場合である。近年の医学の進歩により、従来長期の入院を要したものが、必要と無くなる場合があるが、慢性化するために治療に要する期間は長期かかる場合もあるであろう。すでに精神障害については、入院を要する病態がまれであるため。要件から外されていることを考慮し、身体疾患においても同様の基準で運用されてもよいのではないかと考えられる

2. 自動車損害賠償保障制度の拡充

「要望 4 後遺障害認定基準の見直し等」について

現在の自賠責の行為障害の基準は、「後遺障害とは、自動車事故により受傷した傷害が治った時に残された精神的又は肉体的な毀損状態のことで、傷害と後遺障害との間に相当因果関係が認められ、かつ、その存在が医学的に認められる賞状をいう」（国土交通省 自賠責保険ポータルサイトより）とあり、精神障害であっても事故との因果関係が認められたものについては、対象となるものと考えられる。ただ、精神障害については、PTSD 以外の精神障害、うつ病等では因果関係の立証が困難であり、認定されにくい現状があるのかもしれない。精神障害についての認定の状況がわかればお示しいただきたい。もし、精神障害についての適応が困難である場合には、ある程度の基準を示す

ことや、精神障害が適応できるという認識が周知されていないければ、それを周知するなどの対応が可能であると思われる。国土交通省の提示いただいた高次脳機能障害は、脳に損傷のある器質的障害であるため、うつ病や PTSD は該当せず、この基準でカバーすることは困難である。

3. 刑事裁判への被害者参加や傍聴のための旅費の支給、休業損害の補償

被害者参加制度による被害者の参加は、被害者の意思によるものではあるが、刑事裁判という国の制度の中で、一定の役割を担うものである。刑事裁判の中で、裁判員、国選弁護人までが費用が支給されている中で、同じように刑事裁判の役割を担う被害者参加人だけが、自費であるのは、被害者側からみて不公平感があるのは当然であると思われる。また、この被害者参加制度を利用するのは、被害者の権利として定められているものであり、経済的な要因が原因で被害者がこの権利を利用できないということは望ましいことではない。事実、そのための対応として国選弁護人の公費負担が行われている。したがって、最低限、経済的理由でこの制度を利用できない被害者に対して旅費等の支給は認められるべきであろう。法務省の意見では、参加しない被害者との不公平について言及があったが、この場合の費用は参加に伴う直接の費用であり、参加しない被害者には発生しない費用であるから、不公平であるとの理由は該当しないものと思われる。また、犯罪被害給付の支給制度があるとの意見についても、犯罪被害給付制度は傷害や後遺症等の補償を行うものであり、刑事裁判費用の補償はそこには含まれていないことから別途議論すべきものとする。

また、現行制度の中では、犯罪被害者の司法参加における費用補償が困難である場合には、被害者団体・被害者支援団体に対する援助を行うための基金の創設にあたり、被害者への司法手続き費用の給付や貸付制度についても検討していくことが考えられる。

4. 損害賠償請求に伴うカウンセラー等に要する経費の公費負担

「要望 10 損害賠償の請求についての援助」

損害賠償請求にあたり、医師等の診断書・意見書については通常自費であるため、資力の少ない被害者にとって民事法律扶助制度において意見書費用の立て替えが可能であることは非常に重要であると思われる。もしこのような運用が可能であることがそれを必要とする被害者に伝わっていないとすれば、司法支援センターにおいて周知されることを望むものである。また、現行制度の中では、犯罪被害者の司法参加における費用補償が困難である場合には、被害者団体・被害者支援団体に対する援助を行うための基金の創設にあたり、被害者への司法手続き費用の給付や貸付制度についても検討していくことが考えられる。

5. 地方公共団体における犯罪被害者等への給付・貸付制度の導入促進

内閣府の意見にもあるように、すでに行われている制度の紹介などを含め、地方公共団体において促進されることを望むものである。

6. 犯罪被害者給付金を生活保護の収入認定から除外すること

厚生労働省の資料にあるように、災害等によって損害を受けたことによる臨時的補償金等が既に収入認定から除外されているのであれば、災害等の中に犯罪被害が含まれてもよいのではないかと思われる。その理由として、犯罪被害も災害と同様に予期されない突然の出来事であり、外的な要因によって著しく身体・健康に障害を被るものであることと、犯罪被害者給付金も一時金であり、被害者の回復を目的（自立更生）を目的としていることがあげられる。これらの要件は、災害等の要件と矛盾ないものと考えられる。また、犯罪被害給付金においては、労災等内容の重なる給付が支給されないことから、給付内容について生活保護との2重支給になる可能性は低いと考えられる。

【山上構成員意見】

1) 胎児の被害に対する補償

自動車損害賠償責任保険支払基準・実施要領によれば、胎児の死産／流産の場合の慰謝料額は、妊娠7ヶ月以上でも80万円と著しく低い。この算定の根拠は何に基づいているのか、また、参考までに、海外諸国における慰謝料額についても教えていただきたい。

2) 刑事裁判への被害者参加や傍聴のための旅費の支給、休業損害の補償、および損害賠償の請求についての援助

刑事裁判への参加や傍聴、損害賠償請求訴訟の提起等は、犯罪被害者にとって正当な権利である上、その適切な行使は被害からの立ち直りに重要な意義を持ちうるものであるが、精神的にも大きな打撃を受けた被害者・遺族が旅費等多額の経費をかけてこの権利を行使することは、極めて困難であり、国による十分な支援が求められている。

総合法律支援法第6条は、「総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、被害者等が刑事手続きに適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度を十分に利用することのできる体制の充実を図られなければならない」と定めている。日本司法支援センターは総体としてその役割をよく果たしていると評価されるが、被害者支援への取り組みについては遅れている。法の運用面の改善、あるいは（必要な場合には）法の改正により、犯罪被害者の司法支援への強いニーズに応えられる体制を築いていただきたい。

3) 犯罪被害者等給付金を生活保護の収入認定から除外すること

犯罪被害者等給付金の支給対象者の多くは、犯罪被害に遭うことで心身に大きな傷を負い、生活機能にも大きな障害をかかえ、様々な経済的負担を新たに負い、立ち直りには長期を要することも多い。これに対し、給付金の支給額は、見舞金的な性質の一時金であり、被害からの回復に足るもので到底ない。

生活保護法の運用に関する昭和36年4月1日厚生事務次官通知によれば、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」については、生活保護法における「収入として認定しないこと」とされており、昭和38年4月1日付厚生省社会局長通知では、「直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする」としている。

犯罪被害者の自立更生の困難性と、立ち直りに長期間を要することと、上記の運用基準を併せ考えると、給付金を適切な基金等に預託して年金のように被害者が受け取ることも可能ではないかと思われる。新たな通達等でそのような手続きを容易にしていきたい。

平成22年3月24日

専門委員 松村恒夫

新しい被害者補償制度の創設について

犯罪によって生命、身体を害された被害者は、精神的、身体的、経済的に多大な損害を受けていますが、実際には、加害者にほとんど資力がないため、損害の賠償を受けることができず、悲惨な状態に置かれています。

そこで、わが国は、諸外国にならい、昭和55年、国が見舞金のような形で補償する制度を設けました。ただ、補償と呼ぶにはあまりに少額であったため、平成20年に犯給法が改正されました。

この改正で、せめて自賠責保険並みに補償するということになりましたが、実際には、50歳代の被害者で一家の大黒柱が重篤な後遺障害を受けたり、死亡した場合でも50歳代の人で被扶養者が4名いる場合など、限られた場合にしかその基準に達していませんし、実際の支給例をみても、平成20年度の最高額は遺族給付金で約1740万円です（資料1）。さらに、医療費の補償は1年に限られていますし、しかも、休業補償と併せて120万円が限度となっており、身障者用の居宅の改造費、介護費用、リハビリ代等も考慮されていません。親族間の犯罪については、補償されないこともあります。

わが国の補償が、諸外国に比べていかに劣っているかは、「補償額における諸外国との比較」に記載のとおりです（資料2）。

給付金は、一時払いで一回しか出ませんから、一家の大黒柱を失った遺族、

重篤な後遺障害者、労働能力喪失者等は、たちまちにして給付金が底をつき、生活保護や親戚の援助で辛うじて生活しており、人間としての尊厳を守るところの話ではありません(資料3の11頁)。

犯罪被害者等基本法は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられるものとする(3条3項)」と定めていますが、一時払いによる1回の支給では、その趣旨を十分に生かすことができません。被害者の必要に応じて何回も給付してほしいと考えます。

以上のように、今の犯給法では被害者が十分には救われませんので、当会は、平成22年1月23日に行った第10回大会において、尊厳を守りつつ、平穏な生活に戻るまで補償を継続するため、犯罪被害者等給付金支給制度を抜本的に見直し、新しい補償制度を創設することを求める大会決議をいたしました(資料3の20頁記載の第3決議)。また、ここでは、過去の犯罪による被害を受けた者に対しても、補償がなされることを強く求めています。過去の被害者であっても、現在も後遺障害や生活に苦しんでいる者がおり、これらの被害者も救って欲しいと願っていることは言うまでもないからです。

そこで、

- ① 内閣府においては、被害に困窮する犯罪被害者の実態を至急、調査して頂き、
- ② 給付金額を大幅に引き上げるとともに、
- ③ 給付金は一回限りではなく必要に応じて給付するようにし、
- ④ もって、犯給法を抜本的に見直して、新しい補償制度を創設して頂きたいと要望します。
- ⑤ さらに、新しい制度は、過去の被害であっても、現在も後遺障害や生活に苦しんでいる被害者に対しては遡って補償されることを強く願います。